

国民の意思を議席に正しく反映する比例定数の削減に反対し、民意が反映する抜本的な選挙制度を求める意見書

民主党は、消費税導入に先立ち、みずから「身を切る」という口実で、衆院比例定数の80削減を進めようとしている。しかし、衆院選挙制度改革に関する各党協議会では、民主党以外の各党が現行の小選挙区比例代表並立制の制度の弊害を指摘している。

そもそも、選挙制度をどうするかは議会制民主主義の根幹にかかわる大問題である。衆院の選挙制度で今、問題になっているのは、大政党に圧倒的に有利な小選挙区制が中心で、国民の意思が正しく議席に反映されていないことである。全国11ブロックで180が定数の比例定数を80削減すれば、比例代表と小選挙区の比率は、約2対3が1対3までに拡大する。得票が議席に正しく反映する比例代表の比率が下がり、大政党に有利で「死に票」も多い小選挙区の比重が高くなれば、得票と議席のゆがみが一層拡大し、民意の反映がさらに妨げられる。1996年に初めて小選挙区制での総選挙が行われたが、それ以来、4割台の得票を得た政党が七、八割の議席を占める民意とかけ離れた異常な事態が続いてきた。過半数の民意を切り捨て、「虚構の多数」に立つ政権のもとで「政治の墮落・劣化」が進んでいる。こうした異常を正す抜本的な改革こそ急務である。

小選挙区制を導入し推進した政党・政治家を含め、多くの人々が立場を超え民主主義の危機を感じている。国民の間でも世論調査で「抜本改革」を求める声が7割を超えている。選挙制度を改革し、民意が生きる選挙制度を市民、国民は求めている。

よって、本市議会は、政府に対し、下記事項を要望するものである。

記

- 1 比例定数の削減はやめ、小選挙区制度は見直し、民意が正確に反映する選挙制度の実現へ向けて、一票の格差の是正と選挙制度の抜本的改革を直ちに行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月29日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝